

環境整備課からのお知らせ

倒壊家屋の基礎等の撤去について申込受付を開始します

町では、今回の東日本大震災により倒壊した建物の基礎等を解体撤去します。撤去の対象となる建物等の条件等は下記のとおりです。希望する人は添付の「建物基礎等の撤去申請書兼同意書」に記入し提出してください。「建物基礎等の撤去申請書兼同意書」は、平成24年11月5日(月)までに返送してください(消印有効)。

■撤去の対象となる建物等の条件等

- 1 撤去の対象は、罹災証明書の半壊以上となっている家屋の基礎等です。罹災証明書のコピーを申請書に添付してください。
- 2 居住していた土地およびそれに付属する土地に残存する構造物を解体撤去します。
- 3 取り壊したコンクリート構造物等は、廃棄物として大槌町で処分します。
- 4 基礎の撤去により、隣地との境界が不明となるおそれが生じる場合は、最少の構造物を残すようにしますが、大槌町では原則、測量等による境界復元や境界杭の再設置は行いません。
- 5 取り壊しにあたっては、原則、所有者等の立会を行います。
- 6 取り壊しは、一定量をまとめて、地区ごとに行う予定です。
- 7 基礎の撤去に関して、当該建物等の関係者と紛争があった場合は、申請者の責任において処理してください。

☎ 環境整備課 災害廃棄物対策班 Tel 0193-42-8722

町民課からのお知らせ

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成24年1月～12月中に納めた保険料全額です(過去の年度分や追納保険料なども含みます)。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子様)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。この社会保険料控除を受けるためには、平成24年中に国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成24年1月1日(日)から9月30日(日)までの間に国民年金保険料を納付された方については、本年11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行及び送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または、領収証書)を添付してください。また、ご家族あてに送られた「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も年末調整や申告の際には合わせて添付してください。

なお、平成24年10月1日(月)から12月31日(月)までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

〈問い合わせ〉

控除証明書専用ダイヤル [平成24年11月1日(木)～平成25年3月15日(土)]

Tel 0570-070-117 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

Tel 03-6700-1130

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(市内通話など)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※ Tel 03-6700-1130の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

復興推進室からのお知らせ

災害危険区域指定に係る住民説明会の開催について

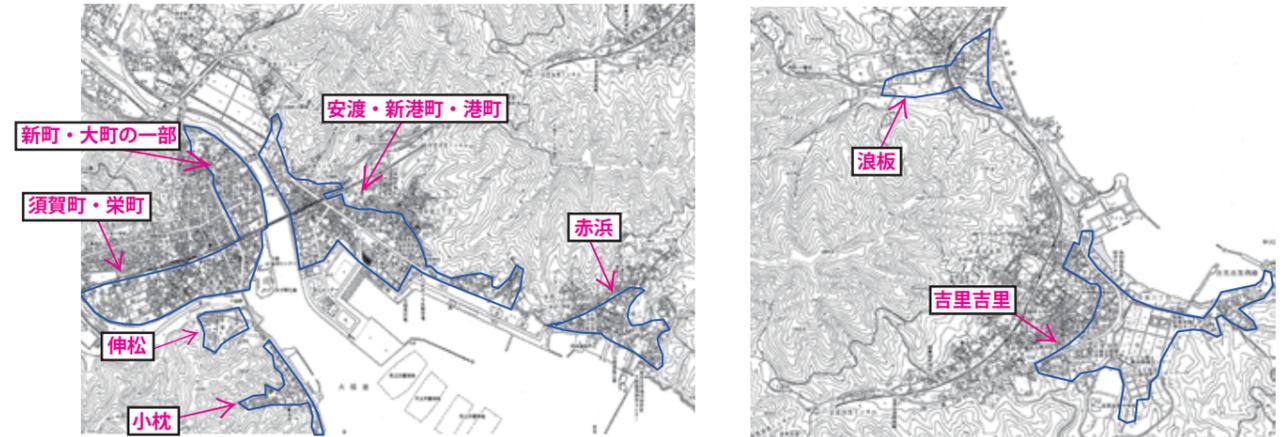
防災集団移転促進事業の実施にあたり、移転後の跡地(移転促進区域)を災害危険区域に指定する必要があります。つきましては、下記の日程で住民説明会を開催しますので、対象者の皆様のご参加をお願いします。

■対象者

①防災集団移転促進事業に該当する世帯

②防潮堤などの津波防御施設を整備しても今次津波の浸水が想定される地域にお住まいの世帯

※下記図面の青枠が防災集団移転促進事業の対象区域です。



※ご自身が防災集団移転促進事業の対象となるのか不明な方は復興推進室までお問い合わせください。

■災害危険区域とは

東日本大震災による津波で、家屋が流出するなど甚大な被害があり、防潮堤などの津波防御施設を整備しても危険と判断される地域を災害危険区域に指定し、住民の安全を確保するため、居住目的の建築物に対して町が建築の制限を行います。

■開催日程

対象地区	期日	時間	会場
浪板	11月5日(月)	19:00～	吉里吉里第2仮設(浪板)集会場
安渡、新港町、港町	11月6日(火)		旧安渡小学校体育館
赤浜	11月7日(水)		旧赤浜小学校体育館
吉里吉里	11月8日(木)		吉里吉里中学校体育館
新町、大町の一部、小枕・伸松	11月9日(金)		城山公園体育館
全地区対象(指定の期日に参加できない方)	11月10日(土)	13:00～	大槌町役場会議室(旧大槌小学校体育館)
須賀町、栄町	11月12日(月)	19:00～	城山公園体育館

■その他

・体育館などは寒いので、厚着をしてご参加ください。

・駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合いでお越し頂きますようお願いいたします。

☎ 大槌町復興推進室 Tel 0193-42-8714

釜石大槌地区行政事務組合消防本部からのお知らせ

平成24年秋季火災予防運動

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

11月9日(金)～11月15日(木)

暖房器具を使用する機会が多くなりますが、仮設住宅など狭い部屋で石油ストーブなどを使用する場合は、カーテン、洗濯物の燃えやすい物などには十分に注意してください。また、灯油缶などの保管にも必ずキャップを閉めるなど十分注意してください。

☎ 釜石大槌地区行政事務組合消防本部 Tel 22-1641 釜石消防署 Tel 22-2525 大槌消防署 Tel 42-3121